

理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人佐久産業支援センター(以下「本法人」という。)の理事会の運営に関し、法令又は定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集手続における電磁的方法)

第2条 代表理事は、理事会を招集する場合、定款第31条による書面の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

- 2 代表理事は、定款第32条により理事会の招集について理事全員の同意を得るとき、招集手続を経ずに開催することができる。
- 3 前2項の規定により電磁的方法で招集を通知又は同意する旨を受理したときは、これを記録しなければならない。

(書面表決等)

第3条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項により表決権を行使する理事は、理事会に出席したものとみなす。

(関係者の出席)

第4条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事会決議の省略における電磁的方法)

第5条 代表理事は、定款第34条により理事が提案した決議目的の事項について、理事全員の同意を得るとき、書面による同意に代えて電磁的方法による同意する旨を受理することができる。

- 2 前項の規定により電磁的方法で招集を通知又は同意する旨を受理したときは、これを記録しなければならない。

(議事録)

第6条 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 理事会を開催した日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項

- (5) 議事の経過の概要
- (6) 報告事項
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(議事録の配布)

第7条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。